

事務連絡
令和4年11月17日

各都道府県各種学校主管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための
更なる取組推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に感染が拡大しており、また、この秋・冬については季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。

先般、「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年11月4日内閣官房内閣参事官事務連絡）が発出され、内閣官房から、オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について関係機関等に対して周知するよう依頼がありました。

教職員は、学校の業務を継続し、児童生徒等の学びの継続の保障や地域における社会機能を維持するために不可欠な存在です。子供たちの学びの場を守り、教育活動を継続していく観点から、下記の事項に御留意いただき、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うとともに、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

①教職員へのワクチン接種に関する周知

以下の広報資材等を活用・提供すること等により、教職員への周知をお願いいたします。

（リーフレット）

- ・【第3報】接種可能な間隔が3か月になりました（2022年10月版）
（参考：厚生労働省 HP） <https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>
- ・【第2報】オミクロン株対応2価ワクチンの種類が増えました（Ver. 2）（2022年10月版）
（参考：厚生労働省 HP） <https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

（周知動画）

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

②自治体の大規模接種会場等における団体接種や職域接種の実施

団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、教職員の接種機会を設けて頂くようお願いいたします。

③教職員が接種しやすい環境の整備について

接種等に要する時間について業務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除するなど、教職員が接種しやすい環境の整備について適切に対応いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年11月4日内閣官房内閣参事官事務連絡）※別添1、2は省略（別添1）
- ・【第3報】接種可能な間隔が3か月になりました（2022年10月版）（別添2）
- ・【第2報】オミクロン株対応2価ワクチンの種類が増えました（Ver. 2）（2022年10月版）（別添3）
- ・「地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）（別添4）

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室 外国人教育政策企画係

Tel：03-5253-4111（内線3222）

Fax：03-5253-3669

E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)
International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

November 17, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Request for Further Efforts for Promotion of Vaccinations
against the Omicron Variant for Teachers and Staff

For the last two years, COVID-19 infections have spread at the end of the year and the beginning of the new year, and, moreover, experts have warned of concurrent spread of COVID-19 and seasonal influenza this autumn and winter.

Recently the Cabinet Secretariat issued its “Request for Further Efforts for Promotion of Vaccinations against the Omicron Variant” (Administrative notification dated November 4, 2022, Cabinet Secretariat). The Cabinet Secretariat has requested to inform relevant organizations of further promotion of implementation of vaccinations targeting the Omicron variant.

Teachers and staff are indispensable for continuing school affairs, ensuring the continuous learning of students and maintaining societal functions in the local community. From the viewpoint of safeguarding the places of learning for children and continuing educational activities, we would like to ask you to pay attention to the notices below, and request schools under your jurisdiction to provide information on vaccines targeting the Omicron variant to teachers and staff, and enable all teachers and staff who so want to be vaccinated before the end of the year.

We are sharing this announcement with you with the hope that it will be utilized as a reference for your consideration of your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: Please send this notification to the miscellaneous schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: Please send this notification to members of your council or association.

(1) Notification to teachers and staff regarding vaccinations

Please inform teachers and staff of vaccinations by providing/utilizing the following publicity materials.

Leaflet

- 3rd issuance: Shortening of Dosage Interval to Three Month (October 2022)
Reference: The Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) website (in Japanese)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>
- 2nd issuance: 2nd Bivalent Vaccine against the Omicron Variant (Ver. 2) (October 2022)
Reference: The Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) website (in Japanese)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

Video

○Neo x Dr. Kinoshita, “Asking about the New COVID-19 Vaccine” (Japanese only)
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

(2) Group vaccinations at local government large-scale vaccination locations and workplace vaccinations

We ask that you provide vaccination opportunities for teachers and staff by actively conducting large-scale vaccination locations and workplace vaccinations.

(3) Preparing environment for facilitating vaccinations for teachers and staff

Please facilitate vaccinations appropriately for teachers and staff, such as by exempting teachers from duty of devotion for the time period required for vaccinations to the extent that it does not interfere with their work.

Attachments

- “Request for Further Efforts for Promotion of Vaccinations against the Omicron Variant” (Administrative administration dated November 4, 2022, the Cabinet Secretariat). *Attachments 1, 2 omitted (Attachment 1)
- 3rd issuance: Shortening of Dosage Interval to Three Month (October 2022) (Attachment 2) (in Japanese)
- 2nd issuance: 2nd Bivalent Vaccine against the Omicron Variant (Ver. 2) (October 2022) (Attachment 3) (in Japanese)
- “The Policy behind COVID-19 Vaccinations for Local Government Public Employees” (Administrative notification dated May 28, 2021, Policy Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT) (Attachment 4)

[Contact]

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division,
Minister’s Secretariat,

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について、
依頼事項等についてまとめましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和4年11月10日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための
更なる取組推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に感染が拡大しており、また、この秋・冬については季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。

先般、「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年11月4日内閣官房内閣参事官事務連絡）が発出され、内閣官房から、オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について関係機関等に対して周知するよう依頼がありました。

教職員は、学校の業務を継続し、児童生徒等の学びの継続の保障や地域における社会機能を維持するために不可欠な存在です。子供たちの学びの場を守り、教育活動を継続していく観点から、下記の事項に御留意いただき、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うとともに、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いします。

併せて、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

①教職員へのワクチン接種に関する周知

以下の広報資材等を活用・提供すること等により、教職員への周知をお願いいたします。

（リーフレット）

- ・【第3報】接種可能な間隔が3か月になりました（2022年10月版）
（参考：厚生労働省 HP）<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>
- ・【第2報】オミクロン株対応2価ワクチンの種類が増えました（Ver. 2）（2022年10月版）
（参考：厚生労働省 HP）<https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

（周知動画）

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

②自治体の大規模接種会場等における団体接種や職域接種の実施

団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、教職員の接種機会を設けて頂くようお願いいたします。

団体接種については、全ての都道府県に相談窓口を設置しておりますので御活用ください。

また、職域接種については、初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した教育委員会や大学等を対象としており、下記の厚生労働省のHPに実施方法等を掲載しております。

○厚生労働省 HP 職域追加接種（オミクロン株対応ワクチン）に関する企業向け説明会（令和4年9月22日開催）資料職域接種に関するお知らせ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf>

③教職員が接種しやすい環境の整備について

「地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）で周知したとおり、接種等に要する時間について公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除するなど、教職員が接種しやすい環境の整備について適切に対応いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年11月4日内閣官房内閣参事官事務連絡）※別添1、2は省略（別添1）
- ・【第3報】接種可能な間隔が3か月になりました（2022年10月版）（別添2）
- ・【第2報】オミクロン株対応2価ワクチンの種類が増えました（Ver. 2）（2022年10月版）（別添3）
- ・「地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）（別添4）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
03-5253-4111（内線 4678）

事務連絡
令和4年11月4日

文部科学省大臣官房総務課長

内閣官房内閣参事官

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に拡大しているおり、また、この秋・冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。

9月から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますが、オミクロン株対応ワクチンの重症予防効果等は従来型ワクチンを上回ることや、今後の変異株に対してもより有効であることが期待されています。

こうしたことを踏まえ、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが非常に重要であり、希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、政府では接種体制の確保や周知広報を行っているところです。

このため、下記周知内容を御了知いただくとともに、所管法人等の関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、周知に当たっては、適宜リーフレットや動画資材を活用いただき、所管法人等の関係機関等への周知や各所での掲示・配布をお願いいたします。また、以下のとおり、所管法人等の関係機関等の関係者等の皆様に取り組んでいただきたい事項を整理しましたので、当該事項について積極的に取り組んでいただけますよう働きかけていただければ幸いです。

記

＜所管法人等の関係機関等の関係者等の皆様に取り組んでいただきたい事項＞

以下希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、ご協力をお願いします。

①職員等へのワクチン接種に関する周知

職場内メールや職場内掲示等において、以下の広報資材などを活用・提供することなどにより、職員等への周知をお願いいたします。

(リーフレット)

別添 1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

別添 2 <https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

(周知動画)

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

②企業・団体等单位での自治体の大規模接種会場等における団体接種や、職域接種の実施

企業・団体等单位での団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、職員等の接種機会を設けて頂くようお願いいたします。

団体接種については、全ての都道府県に相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。

また、職域接種については、初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した企業等を対象としており、下記の厚生労働省のHPに実施方法等を掲載しております。

○厚生労働省 HP 職域追加接種（オミクロン株対応ワクチン）に関する企業向け説明会（令和4年9月22日開催）資料職域接種に関するお知らせ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf>

③ワクチン接種が受けやすくなるよう休暇や労働時間の取扱いについて

別添3「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、職員等が接種を受けやすい環境作りをお願いいたします。

担当：内閣官房副長官補室（直通：03-3581-3495）

山下：mamoru.yamashita.b9z@cas.go.jp

来嶋：risa.kijima.k5i@cas.go.jp

吉田：rei.yoshida.r5v@cas.go.jp

入屋：shogo.iriya.y5a@cas.go.jp

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、以下の厚生労働省HPで案内しています。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

<ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立て、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時为例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。

〈 新型コロナワクチン接種 〉
オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されました。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



接種可能な間隔が
3か月になりました!
ぜひ、
年内の接種をご検討ください。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（「オミクロン株対応2価ワクチン」）の接種は、**初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。**
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上（※）経過している方は、接種可能になりました。
（※）5か月から3か月に短縮されました。
- 例えば、9月15日に従来型ワクチンを接種した方は、12月15日からオミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

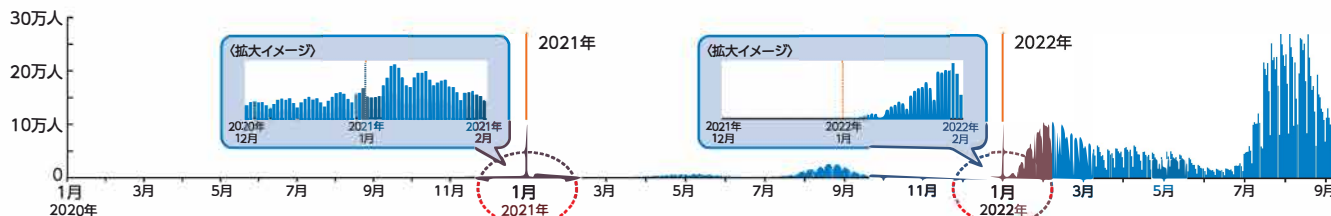
〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉

	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者	
		12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	×（使用不可）	○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×（使用不可）	×	○

（※）2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。

これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。

〈 日本国内の新規感染者数（1日ごと） 〉



出典：厚生労働省ホームページ「国内の発生状況」をもとに作成

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	前回の接種からの接種間隔
日本	厚生科学審議会	2022/10/20	3か月以上
英国	JCVI	2022/8/15	3か月以上
米国	CDC/FDA	2022/8/31	2か月以上
カナダ	NACI	2022/9/1	3か月以上
イスラエル	保健省	2022/9/20	3か月以上
フランス	保健省	2022/10/6	3か月以上
ドイツ	STIKO	2022/10/6	3か月以上

(※) JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会
NACI: 予防接種に関する諮問委員会

CDC: 疾病予防管理センター
STIKO: 予防接種常設委員会

(2022年10月17日時点)

オミクロン株対応2価ワクチンの種類と効果

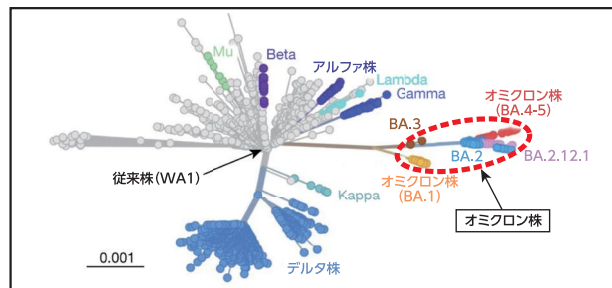
2種類の2価ワクチン(BA.1対応型／BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

(※) 新型コロナウイルスの従来株に対応した1価ワクチン

2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類(BA.1とBA.4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統)です(右図参照)。そのため、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹) 〉



(※) 出典をもとに変更

出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。

〈 接種後7日間に現れた症状 〉

出典: 特例承認に係る報告書より改編

発現割合	症 状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10～50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1～10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

◎ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎ 予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村等にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検 索



第2報 Ver.2

※ 裏面上部に諸外国情報を追加しています。

〈 新型コロナワクチン接種 〉

オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されました。

【第2報】

2022年10月21日



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



種類よりスピード

BA.1かBA.4-5の
いずれか早く打てるワクチンで
1回接種をしましょう。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（「オミクロン株対応2価ワクチン」）の接種は、**初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種**できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上経過している方は接種可能です。
- これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉

	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		
		12歳以上	12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	×（使用不可）	12歳以上	○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×（使用不可）	18歳以上	×	○

（※）2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。



オミクロン株対応2価ワクチンの種類と特徴



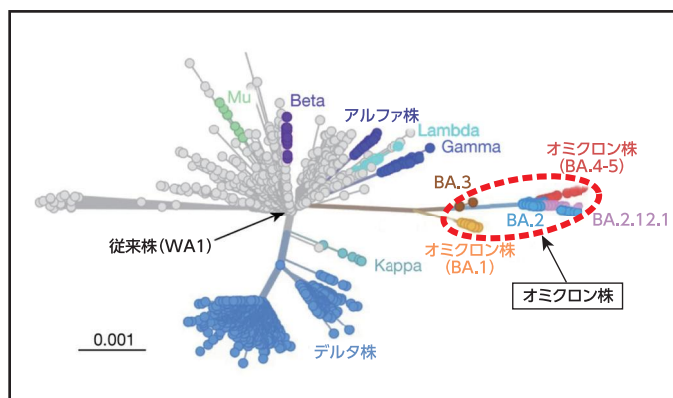
2種類の2価ワクチン（BA.1対応型／BA.4-5対応型）が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン（※）を上回る効果が期待されます。

（※）新型コロナの従来株に対応した1価ワクチン

- 2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類（BA.1とBA.4-5）があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5は、いずれもオミクロン株の種類（亜系統）です（右図参照）。そのため、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ（系統樹） 〉



（※）出典をもとに改変

出典：Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	推奨ワクチン
 日本	厚生科学審議会	2022/9/14	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 米国	CDC/FDA	2022/9/1	BA.4-5対応型
 英国	JCVI	2022/9/3	BA.1対応型
 イスラエル	保健省	2022/9/20	BA.4-5対応型
 フランス	保健省	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 ドイツ	STIKO	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 カナダ	NACI	2022/10/7	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型

(※) CDC: 疾病予防管理センター
STIKO: 予防接種常設委員会

FDA: 食品医薬品局 JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会
NACI: 予防接種に関する諮問委員会

(2022年10月17日時点)

オミクロン株対応2価ワクチンの効果



Q. BA.1対応型ワクチンよりBA.4-5対応型ワクチンのほうが効果があると聞きましたが、本当ですか?BA.4-5対応型ワクチンを接種できるようになったので、BA.1対応型ワクチンの接種は控えて、少し待ってでもBA.4-5対応型ワクチンを接種するほうがよいのではないのでしょうか。

A. 現時点の知見を踏まえた専門家による検討では、免疫を刺激する性質を比較した場合、従来株と現在流行しているオミクロン株との差と比較すると、オミクロン株の中での種類(BA.1とBA.4-5)の差は大きくないことが示唆されています。
オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株の種類(BA.1とBA.4-5)に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、現在の流行状況では**従来型ワクチンを上回る効果**があること、オミクロン株と従来株の2種類の成分が含まれることで、**今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いこと**が期待されています。
そのため、その時点で早く接種可能なオミクロン株成分を含むワクチンを接種いただくようお願いします。



オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、**どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。**

〈 接種後7日間に現れた症状 〉

出典:特例承認に係る報告書より改編

発現割合	症 状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10～50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1～10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧にならない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



総務省から、地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について通知が発出されていますので、お知らせいたします。

3 初 初 企 第 5 号
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）

このたび、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、人事院から別添のとおり人事院指令 1 4—2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）が発せられたことを踏まえ、総務省より、地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について、別添のとおり通知されましたので、送付いたします。

各教育委員会においては、本通知や「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）も参考にいただき、適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

【連絡先】

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育公務員係
（電話）03-5253-4111（内線 2588）

総行公第46号
令和3年5月27日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）

地方公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについては、これまで「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付事務連絡）及び「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和3年5月12日付総行公第42号）により、医療従事者等の新型コロナワクチン接種及び副反応が生じた場合の休暇の取扱いについてお示ししてきたところです。

今般、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、本日、人事院から別添のとおり人事院指令14ー2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）が発せられたことを踏まえ、下記のとおり地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方を整理してお示しします。各地方公共団体におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 医療従事者等に該当する地方公務員の新型コロナワクチン接種について

「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付事務連絡）でお示ししているとおり、医療従事者等がワクチン接種を希望する場合においては、その業務遂行のために必要な

行為として、職務に関するものであると整理して差し支えありません。このため、特段、年次有給休暇の取得や職務専念義務の免除等の手続が必要となるものではありません。

2 医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種について

本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境の整備を図る観点から、常勤職員・非常勤職員を問わず、接種等に要する時間について、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについて、適切に対応いただきますようお願いいたします。

3 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合について

「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和3年5月12日付総行公第42号）でお示ししているとおり、職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合には、一般職の国家公務員の取扱いを踏まえて、常勤職員・非常勤職員を問わず、有給の特別休暇とすることができる旨をお示ししているところです。

この特別休暇とする取扱いに加え、本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、地方公務員に新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合に関し、常勤職員・非常勤職員を問わず、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

連絡先 総務省自治行政局公務員部

(職務専念義務の免除に関する事項)

公務員課公務員第二係

担 当 原田、星野、立石

電 話 03-5253-5543 (直通)

(勤務時間・休暇に関する事項)

公務員課公務員第四係

担 当 長田、川崎、西野、宮川

電 話 03-5253-5544 (直通)

職 審 一 1 4 4
令和 3 年 5 月 2 7 日

各 府 省 人 事 担 当 課 長
各 行 政 執 行 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

人事院指令 1 4—2（新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する
義務の免除に関する臨時措置について）について（通知）

本日発出された人事院指令 1 4—2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、この指令により職務専念義務を免除することができるものである。
- 2 「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- 3 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 4 各省各庁の長が、人事院規則 1 0—4（職員の保健及び安全保持）第 1 5 条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、本指令によることができる。

以 上

各省各庁の長

各行政執行法人の長

人事院指令一四―二

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

- 1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあつては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において、勤務しないことを承認することができる。

- 2 この指令は、令和三年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

人事院総裁 一宮 なほみ